

# VI 認可地縁団体について

「町会の法人化」や「認可地縁団体」という単語を、耳にすることがあると思いますが、どのような制度で、一般的な町会と何が異なるのでしょうか。

## 1 制度の概要について

### (1) 認可地縁団体制度とは

通常、地域住民による任意の団体である町会は、会社やNPO法人などのような法律上の「法人格」は有していませんが、一定の要件を満たし、市長の認可を受けると、町会が法人格を取得できます（この市長の認可を受けた地縁による団体を「認可地縁団体」といいます）。

この制度は、不動産登記などを団体名義でできるようにする目的で平成3年につくられましたが、令和3年の改正で、不動産の保有の有無に関わらず地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

## 2 認可を受けたい時には

### (1) 認可を受けるための要件

認可を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

① 区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

② 区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。  
また、この区域において町会・自治会が相当の期間にわたって存続していること。

③ 区域に住所を有するすべての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の人が現に構成員となっていること。

④ 下記の事項を全て含む規約を定めていること。

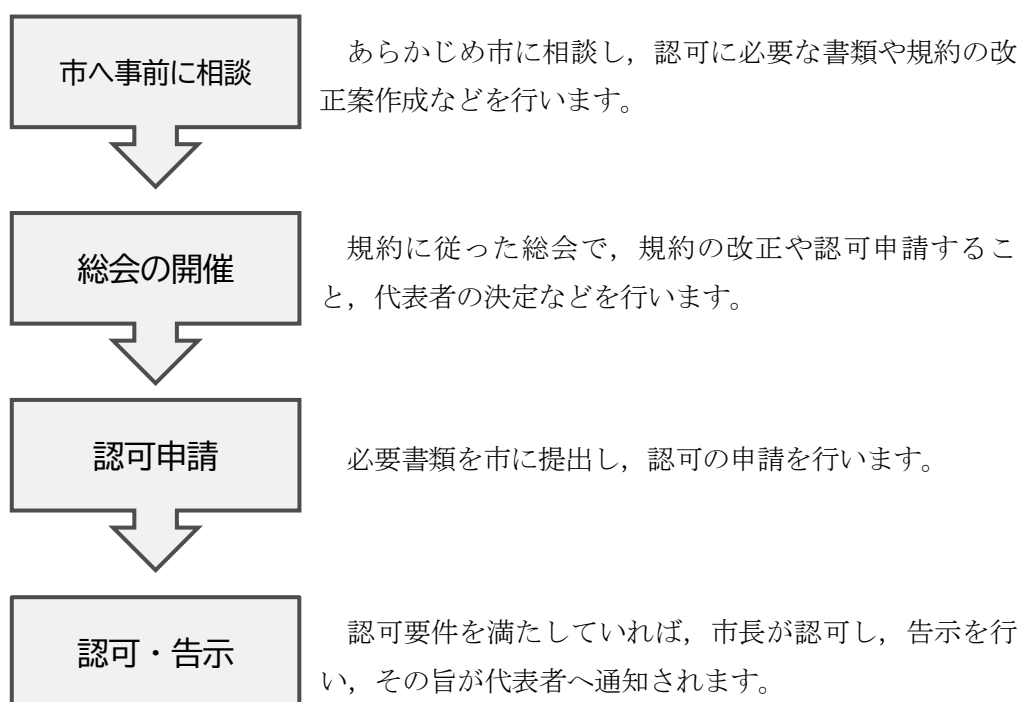
- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (1) 目的         | (5) 構成員の資格に関する事項 |
| (2) 名称         | (6) 代表者に関する事項    |
| (3) 区域         | (7) 会議に関する事項     |
| (4) 主たる事務所の所在地 | (8) 資産に関する事項     |

## (2) 認可を受けるまでの流れ

認可を受けるには、おおよそ次のような流れとなります。

なお、手続きには多くの準備が必要となることから、実際に認可を受けたいときは、事前に市民部市民・男女共同参画課（☎21-3139）へ連絡をしましょう。

### 【認可を受けるまでの流れ】



### 3 認可後の諸手続について

#### (1) 各種証明等の案内

##### 【告示事項証明書（認可地縁団体台帳の写し）】

請求できる方	誰でも申請が可能
手数料	1通につき300円 ※ 申請者が町会の場合、申請理由が利益追求のためでなければ、別途減免申請をすることにより、減免が可能です。

##### 【印鑑登録】

必要なもの	・登録する認可地縁団体の印鑑 ・代表者の本人確認ができる書類（運転免許証等） ・代表者個人の印鑑登録証明書1通とその印鑑
手数料	なし

##### 【印鑑登録証明書の交付】

必要なもの	・登録されている認可地縁団体の印鑑 ・代表者の本人確認ができる書類（運転免許証等）
手数料	1通につき300円

#### (2) 規約の変更と告示事項の変更

##### 【規約の変更】

変更した規約などの必要書類を市長に届出し、内容の認可を受けなければ、効力が発生しません。

内容によっては、市長が認可できないものもあるので、規約を変更する場合は、総会で審議する前に、市へ相談するのがよいでしょう。

## 【告示事項の変更】

認可を受ける際に告示した事項に変更が生じた場合は、告示事項の変更を行わなければなりません。

この変更を行わないと、認可地縁団体の告示事項証明書（認可地縁団体台帳の写し）も更新されません。

### (参考) 告示事項の主な内容

- 名称
- 規約に定める目的
- 区域
- 主たる事務所
- 代表者の氏名および住所 など

## 4 登記の特例制度について

### (1) 制度の概要

認可地縁団体となった町会・自治会が不動産の所有権の移転登記を行う際、登記名義人が多数で相続登記されていないなどの理由により、全ての相続人の確定や承諾を得ることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記が困難なことがあります。

そのため、地方自治法が一部改正され、平成27年4月1日から、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました。

これにより、一定の要件を満たすものについては、認可地縁団体からの申請に基づき、市長が公告を行い、「公告したが異議の申し出がなかったこと」を証する書面を交付することで、認可地縁団体が特例で申請不動産の保存または移転の登記をすることが可能となりました。

なお、申請不動産の登記関係者等から期間内に異議の申し出があった場合は、市は申請のあった認可地縁団体に対し、異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由などを通知し、公告による手続きは中止となります。

## (2) 公告手続きに必要な要件

手続きを行うためには、次の要件の全てを満たしていることが必要です。

① 認可地縁団体が申請不動産を所有していること

② 認可地縁団体が申請不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

③ 申請不動産の表題部所有者（不動産登記法第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下同じ。）または所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員またはかつて構成員であった者であること

④ 申請不動産の

- ・表題部所有者または所有権の登記名義人
- ・上記の相続人

の全部または一部の所在が知れないこと

なお、特例制度の活用を考える場合は、事前に市民部市民・男女共同参画課（☎21-3139）へ連絡をしましょう。

### (コラム⑩) 認可地縁団体になると、何が変わるの？

認可地縁団体になることでこれまでと大きく変わることは、「法律上の権利義務の主体となることができるようになる」というところです。

権利としては、「不動産を団体名義で登記することができる」ということが大きくあります。一方で、地方自治法に則り運営を行う義務が発生することで、市への手続きが通常の町会よりも多くなります（詳細はP.62）。

町会内でよく話し合い、認可を受ける必要があると判断した場合は、市へ問い合わせで詳細を確認しましょう。

